

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 栃木法人会

Aug 2018

No. **88**

とちぎ法人会だより

CONTENTS

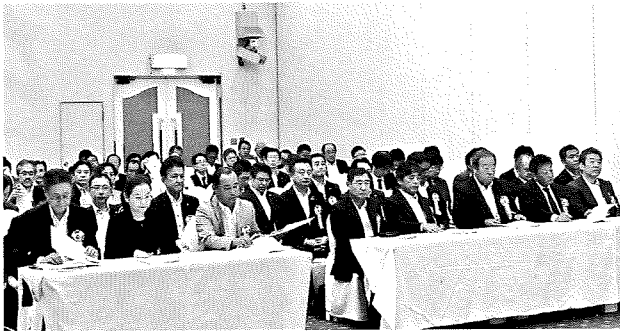
- 第6回通常総会開催……………② 平成30年度税制改正のあらまし 法人税関係 ……⑧
- 栃木税務署長挨拶/栃木税務署幹部職員/…③ 税理士会コーナー ……⑨
- 法人税・消費税の決算申告説明会のご案内 ……④ 国税庁・財務省からのお知らせ ……⑩
- 講演の集い/法人会全国女性フォーラム ……④ 「国際観光旅客税」の概要
- 各地区会活動 ……⑤ 第26回エコライフ講座/新会員のご紹介/会社名、代表者、所在地、資本金等変更のご連絡について/会員の皆様へ会費口座振替のお礼 ……⑫

◆発行所 公益社団法人 栃木法人会
 ◆発行人 会長 金子 康法
 ◆編集 広報委員長 小田垣 俊郎

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)
 TEL (0282)24-3500 FAX (0282)24-3288

表紙写真/つがの里に咲く蓮の花
 (都賀地区会提供)

第6回 通常総会開催



平成30年6月12日（火）栃木市内において会員122名（委任状1,677名）及び来賓多数のもと第6回通常総会が開催された。

報告事項として

①平成30年度 事業計画並びに収支予算報告について

②平成31年度 税制改正提言書について報告があり、引き続き議案審議に入った。

第1号議案 平成29年度事業報告の件

第2号議案 平成29年度収支決算報告承認の件

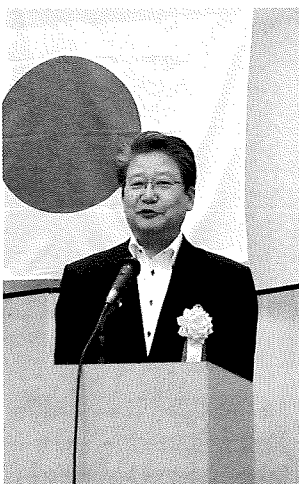
について、原案のとおり承認可決された。

議事終了後、第2部として、会員増強運動、福利厚生制度の推進に功績のあった関係機関、地区会、個人に対し法人会長より感謝状が贈呈された。

尚、総会議案資料については、ホームページの情報公開欄に掲載しています。



金子会長



福地税務署長



小峰税理士会栃木支部長

平成29年度功労者へ感謝状の贈呈

法人会に功労のあった役員及び会員増強、福利厚生制度の推進の功績のあった関係機関、地区会、個人に対し会長及び厚生委員長より感謝状が贈呈された。

<会員加入勸奨功労者>

- ・(株) 山中組 山中 史朗
- ・(株) ヒタチ設備 横田 学
- ・(株) 板橋組 齊藤 純夫
- ・(有) コスモストラベル 籠谷 貴徳
- ・新日本産業(株) 中澤 剛
- ・(有) 三和保坂瓦店 保坂 和幸
- ・(有) 正栄ファッション 小林 栄光
- ・(株) 生澤製作所 町田 光成
- ・(株) 栃木銀行 栃木支店・小山支店
小山東支店・石橋支店
大平支店
- ・(株) 足利銀行 栃木支店・石橋支店
- ・足利小山信用金庫 小山営業部・間々田支店
城南支店・栗宮支店
栃木卸センター支店
小金井支店・野木支店
- ・大同生命保険(株) 日出 文子
- ・A I G 損害保険(株)代理店
(有) 飯泉保険事務所
(株) グローバル・インシュアランスサービス

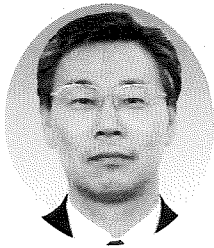
<本会育成発展に功績のあった地区会>

- ・会員増強純増達成表彰 下野地区会

<福利厚生制度表彰>

- ・大型保障制度 新規獲得率 第1位 小山地区会
法人加入率 第1位 下野地区会
- ・がん保険制度 加入件数 第1位 栃木地区会
- ・大同生命保険(株) 吉田 雅之
- ・A I G 損害保険(株) 村田 孝之
- ・アフラック代理店 足利不動産(株)





着任ごあいさつ

栃木税務署長 中山 透

この度の人事異動により、関東信越派遣国税庁主任監察官から栃木税務署長として着任いたしました中山でございます。よろしくお願いたします。

公益社団法人栃木法人会の皆様方には、日頃より税務行政に対する深いご理解と多大なご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、各地区会との密接な連携の下、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組み、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にとって大きな役割を果たされており、社会的にも高い評価を受けておられます。

金子会長をはじめ、歴代役員の皆様並びに会員の皆様方のこれまでの積極的なご尽力に深く敬意を表する次第であります。

さて、私ども国税当局の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、経済活動の国際化や高度情報化などの税務行政を取り巻く環境が大きく変化するなか、マイナンバーやICTの活用による申告・納税手段の向上を図るとともに、税務相談や申告・納税に役立つ情報の提供など納税者サービスの充実に努めております。

また、来年10月には消費税率が10%に引き上げられるとともに消費税の軽減税率制度が実施されます。皆様が改正消費税の仕組みを十分にご理解いただけますよう、関係省庁と連携して制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応に努めていきますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

結びに公益社団法人栃木法人会の益々のご発展と会員各企業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

栃木税務署幹部職員

役職名	氏名	備考
署長	中山 透	新任
副署長(法担)	二瓶 克美	
副署長(総担)	大塚 美智代	新任
総務課長	高橋 敏道	
課長補佐	吉江 豊行	新任
総務係長	鈴木 克男	新任
会計係長	渡邊 真浩	新任

役職名	氏名	備考
特官(法人)	橋本 芳美	
特官(法人)	大森 広行	新任
法人1統括	粕谷 俊則	
法人1総括	松本 勝	
法人2統括	山中 昌宏	新任
法人3統括	高際 秀明	新任
法人4統括	川島 京子	新任
審理専門官(法人)	野澤 一臣	

法人税・消費税の決算申告説明会のご案内

日時	会場	問い合わせ先	対象地区
9月26日(水) 10:00~12:00	藤岡町商工会館 栃木市藤岡町藤岡1361	藤岡町商工会館 TEL0282-62-2006	栃木市藤岡町 栃木市大平町 栃木市岩舟町
9月26日(水) 14:00~16:00	栃木商工会議所会館 栃木市片柳町2-146	栃木商工会議所 TEL0282-23-3131	栃木市 栃木市都賀町 栃木市西方町
9月27日(木) 10:00~12:00	栃木県立県南体育館 小山市外城371-1	小山商工会議所 TEL0285-22-0253	小山市 野木町
9月27日(木) 14:00~16:00	石橋商工会館 下野市石橋790-17	石橋商工会 TEL0285-53-0463	下野市 壬生町

※栃木商工会議所は、北側駐車場を御利用下さい。

※県南体育館(小山市)はスリッパが常備されていませんので、必ずご持参ください。

【お問い合わせ先】 栃木税務署 TEL0282-22-1805 (法人課税第一部門直通)
(公社) 栃木法人会 TEL0282-24-3500

7月26日(木)開催

講演の集い

「講演の集いに参加して」



7月26日、栃木市内の会場にてスポーツジャーナリスト増田明美様の講演会を開催。450余名の参加者で会場が超満員となり、増田様のサービス精神溢れる体験談を聞く事ができました。冒頭栃木市や小山市、下野市とのつながりを披露され、小山「思川桜マラソン大会」には招待選手として参加、一般の皆さんと共に、桜や、菜の花の中を走る気持ち良さをPRしていただきました。

自らの陸上競技、特に女子マラソンの先駆者としての体験、数々の大会エピソードには心打たれました。特にロサンゼルスオリンピックでの途中リタイヤの経験はとてもショックな出来事で、走る前から期待と共に、大きな重圧と体調不良に悩み上位入賞を果たせず、どん底に突き落とされた日々を過ごしていた。その後、大阪の大会で出会った女性ランナーグループに励まされ、自分を見つめ直し、徐々に前向きな自分となり、自信が持てるようになった事。こうした体験を生かし、スポーツジャーナリストとして、事前の取材・調査により、各選手の特徴や増田流の独特なコメントが光っていると納得。特に講演では、「明るさ求めて暗さ見ず！」を強調。「夫婦カゼ？」(熱が冷めてもセキが抜けない!)とユーモア込めて話されるなど、結婚後も家庭での笑いを大切にしているエピソードも聞けました。講演後も来場者一人一人と握手され、写真撮影に応じる姿に感動しました。

「講演の集い」が盛大に開催できました事、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。(文責：小倉)



法人会全国女性フォーラム

耀こう！名峰富士のもと～今を創る女性の力～を大会キャッチフレーズに掲げ、4月12日(木)山梨県甲府市に全国414会1,611名の参加者のもと開催されました。女性部会スローガンは、「私たち法人会女性部会は法人会組織の一員として研修、交流を通じた部会委員の資質向上と社会貢献をめざす法人会活動の充実に努めます」です。中でも女性部会独自の取り組みであります「税に関する絵はがきコンクール」については、実施会が全体の9割を超え応募総数も約20万点と毎年参加児童も増えています。これは、小学生を通して、地域への啓発活動が実を結んでいることのためものだと思います。栃木法人会も年を重ねるたびに素晴らしい作品が増えてきています。また、法人会女性部会会員として公益性の高い活動に積極的に取り組み、社会貢献に努めています。

国井雅比古元NHKエグゼクティブアナウンサーの記念講演では「小さな旅と私」～人との出会いと発見～をテーマに「普通であることの大切さ」「今、自分がここに居ることの大切さ」「たわいの無いことが出来る幸せ」「後で悔いの無い事をする」……。

「女性は、地域の暮らしを支えている」と力強いお言葉を頂きました。

素晴らしい天候のもと富士山の雄大さを感応しながら、他の会員様と交流と親睦を深めながらの山梨大会でした。



各地区会活動

栃木 地区会講演会を開催



去る1月23日(火)、サンプラザにて、新春税務講演会を開催しました。当日は2部構成で最初に、栃木税務署副署長の二瓶克美様に税務

雑感のテーマで、続いて、(株)アルフィナンツの田嶋智太郎氏から、消費税増税と日本経済の行方とのテーマで講演していただきました。

また、2月7日(水)には、新春研修会を開催し、第1部では、税務よもやま話のテーマで、栃木税務署法人課税第一部門統括官の粕谷俊則様と上席調査官の中川聖様から税務講話をいただきました。その後の経営セミナーでは、銀座ルナピエーナの日高利美氏から商いの基本と雑談力についての講話をいただきました。



小山 税務研修会を開催 ～税制改正について～



去る5月17日(木)、小山地区会では平成30年度第6回地区総会を小山グランドホテルで開催しました。会場には多くの会員が集い、各議

案が可決されました。

総会前には恒例となった税務研修会を開催し、栃木税務署総括上席国税調査官の松本様より、税制改正と軽減税率制度についてご教授いただきました。

藤岡 税務講習会開催



藤岡地区総会が5月8日、多数のご来賓ご臨席の下、開催されました。

総会終了後、栃木税務署中川上席調査官を講師に迎え、消費税軽減税率制度に関する税務講習会を開催しました。会員の方々は熱心に聴講され、大変有意義な講習会となりました。

石橋 地区総会・ 税務研修会開催



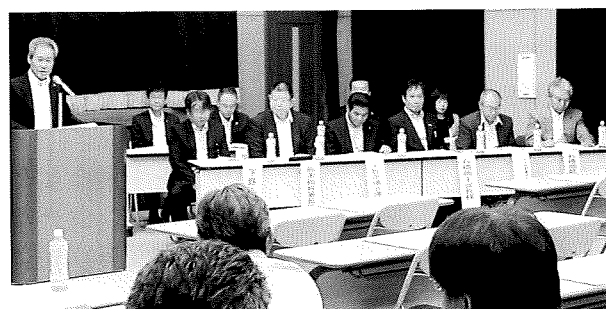
去る5月25日、石橋商工会アイリスホールにて平成30年度地区総会を開催しました。

総会では、多数ご来賓の出席のもと、2議案が慎重審議され可決承認されました。

また、総会終了後は栃木税務署法人課税第1部門中川上席調査官による「税制改正及び軽減税率」をテーマとして税務研修会を開催し、改正点及び増税に向けた注意点等について講義をいただきました。

研修会終了後の懇親会では、参加者各位が親睦を図り和気藹々のうちに散会となりました。

当地区会は、本年度も公益事業を中心とした事業を積極的に推進してまいりますので関係各位のご協力をよろしくお願い致します。



大平 特別講演会を開催

毎年恒例となっている特別講演会を3月16日に開催。今回のテーマは「笑いと感動で心をつかむコミュニケーション・マジック」講師に角本紗織理氏をお招きし、一生使えるコミュニケーション術（マジック）を講義頂きました。参加者からは、「マジックを利用したコミュニケーション作りが出来たと」好評でした。



下野 税務研修会開催

去る5月14日下野地区会の総会が行われました。

終了後、FPサポートバンク 代表 小峰俊雄先生を講師にお招きし、「事業継承セミナー」を開催しました。

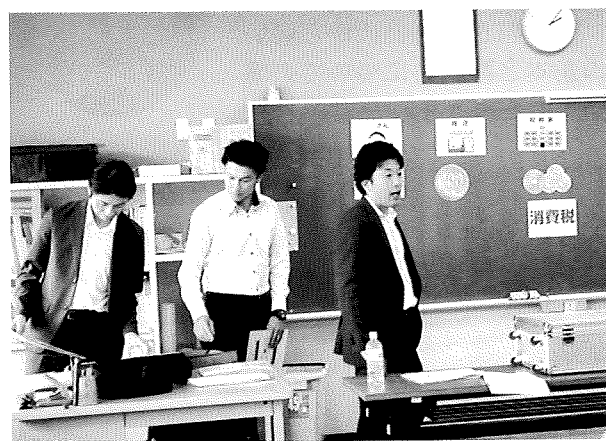
事業承継の現状や分析、トラブル事例などをわかりやすく丁寧に説明していただき、会員の方々は、熱心に聴講されており、大変有意義な研修会となりました。



壬生 租税教室を開催

去る6月19日（火）壬生町立稲葉小学校と20日（水）壬生町立藤井小学校において、青年部による租税教室が6年生を対象に開催されました。

開催にあたり事前に練習会を開き、実際の授業の流れに沿って練習を行いました。その練習の成果もあり、本番の租税教室では生徒の反応が良く、1億円のレプリカを見せると生徒の驚きの声が多く上がっていました。1億円の重みを生徒達は感じ、青年部員は税金の大切さを教えることができました。



岩舟 労務セミナーの開催

5月16日の総会終了後、講師に、こころ亭久茶氏を招き、「落語で学ぶ相続・事業承継」と題したセミナーを開催しました。

どこの家庭や事業所でも起こりうる相続・事業承継問題について、落語風におもしろく解説していただきました。

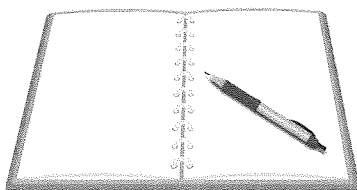


野木 税務研修会を開催

去る5月17日、野木地区会総会が多数のご来賓ご臨席の下、開催されました。

総会終了後の税務研修会では、栃木税務署中川上席による「平成30年度税制改正と消費税軽減税率制度等について」と題して研修が行われ、参加した会員の方々は熱心に聴講し有意義な研修会となりました。

今後もタイムリーな研修会を開催し、税知識の習得と納税意識の高揚に努めてまいります。



都賀 地区総会・税務セミナーを開催

都賀地区会では4月26日（木）都賀町商工会館にて、平成30年度地区総会を開催し全案異議なく承認されました。総会終了後、税理士の田村栄先生を講師として『税務セミナー』を開催しました。事業承継と相続、それに関わる税制について講義していただき、会員の皆様は熱心に聴講しておりました。



西方 新春講演会開催

去る2月9日、西方商工会館において西方町経済3団体（西方地区会・西方商工会・西方経済同友会）主催による新春講演会が開催されました。今年はサッカー評論家のセルジオ越後氏をお招きし「スポーツによる人材育成と組織マネジメント」と題して講演を頂きました。

セルジオ越後氏から見た最近の人材育成と本来あるべき姿などをユーモアたっぷりにお話し頂き、大変有意義な研修となりました。



I 法人税関係

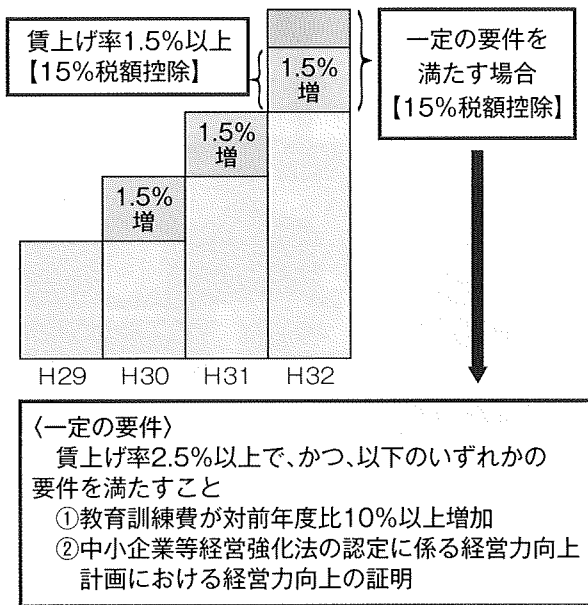
1 所得拡大促進税制の見直し

(1) 中小企業

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ



(2) 大企業

大企業(資本金の額等が1億円超の法人など)については、①その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給増加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

また、教育訓練費の増加(対前年度20%以上増加)の要件を満たせば、5%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

2 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加(当期所得金額>前期所得金額)しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部(研究開発税制その他一定の税額控除の規定)は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合は、対象外となります。

- ①平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること
- ②国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること

適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

4 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。

適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

5 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる、欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。

ただし、中小企業(平成21年2月1日以降に終了する各事業年度)については、その不適用措置の対象から除外されます。

適用時期

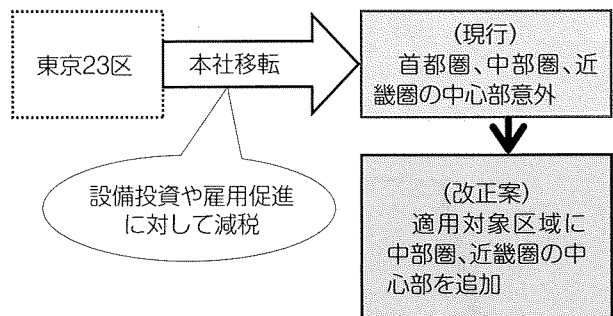
平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

6 地方拠点強化税制の延長・拡充

平成27年に創設された地方拠点強化税制が2年延長されるとともに制度の拡充が図られます。同税制には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%(拡充型)、特別償却25%又は税額控除7%(移転型)のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡充型8%以上、移転型5%以上(現行:拡充型・移転型ともに10%以上)に引き下げられます。

また、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても適用が可能となります。



適用時期

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間内に都道府県知事の認定を受けた場合について適用されます。

税理士会コーナー

来年の10月1日から……

『来年の事を言えば鬼が笑う』という諺がある。予測不可能な将来のことをあれこれ言う人を見て鬼があざ笑う、せせら笑う、という意味で『上方いろはがるた』が出典とか。

しかし、たとえ鬼に笑われようとも、私達は将来に備えて様々な対策を打っていかねばならない。今私達にとって最も重要な対策と言え、来年10月1日に迫った消費税増税への備えであろう。この増税により消費税率は8%から10%へ引き上げられる。

私達は、平成26年4月1日、消費税率の5%から8%への引き上げを経験した。その経験を活かせば、次なる増税も何とか乗り切れるのでは……と思うかもしれない。

しかし、今度の増税には厄介なおまけが2つもついてくる。

その1つは**軽減税率**の導入である。食料品と新聞（週2回以上発行されるもの）には軽減税率8%が適用される。もしかすると『当社は食料品は取り扱ってないから関係ない』とお思いの経営者の方がいるかもしれない。そんな方は、会社の会計帳簿で厚生費、交際費、会議費等の頁を確認していただきたい。次のような項目は無いだろうか。

- ・ 残業する従業員のためにコンビニでお茶や弁当を購入した。
- ・ 会議の際に出席者に弁当を提供した。
- ・ 得意先を訪問する際手土産に地元の銘菓を持参した。
- ・ お中元、お歳暮に菓子や飲料品の詰め合せを得意先へ贈った。
- ・ 来客用にお茶やコーヒーを用意した。

等々

よくある例をいくつか挙げたが、これらはいずれも食料品の購入であって、軽減税率8%の対象となる項目なのだ。来年の10月1日以降これらの取引の仕訳データは消費税率8%で入力しなくてはならない。例えば、コンビニで夜食のオニギリと事務用品を購入したらオニギリは8%、事務用品は10%と区分けして仕訳を計上しなければならない。

現行消費税率8%は来年10月1日以降も経過措置として存続する。そのため、増税10%、軽減税率8%、経過措置8%の3つの税率が混在することになる。

会計システムや請求書発行システム等の切り替えがスムーズに行えるように今から準備しておきましょう。

さて、もう一つのおまけは**適格請求書等**の導入である。ある意味軽減税率なんかよりこちらの方が何倍も厄介な代物であるが、その詳細は次号で。

平成 31 年 1 月 7 日以降

平成 30 年 4 月
国 税 庁
財 務 省

日本から出国する方を対象に 国際観光旅客税が導入されます

1 「国際観光旅客税」の概要

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国 1 回につき 1,000 円）し、これを国に納付するものです。

○ 概要

納税義務者	船舶又は航空機により日本から出国する旅客（国際観光旅客等）
税 率	出国 1 回につき 1,000 円
導 入 時 期	平成 31 年 1 月 7 日

○ 非課税等

課 税 さ れ な い 者	課 税
① 船舶又は航空機の乗員 ② 強制退去者等 ③ 政府専用機等により出国する者 ④ 出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰ってきた者	不課税
⑤ 乗継旅客（入国後 24 時間以内に出国する者） ⑥ 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船又は搭乗していた者 ⑦ 2 歳未満の者	非課税
⑧ 日本に派遣された外交官、領事官等（公用の場合に限る） ⑨ 国賓その他これに準ずる者 ⑩ 合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る） (注) ⑧、⑨は相互主義による。	免 税

○ 「国際観光旅客等」とは？

国際観光旅客等とは主に、

- ① 出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて日本から出国する観光旅客その他の者
 - ② 航空機により日本を経由して外国に赴く旅客（24 時間以内に出国する者は非課税）
- 等のことをいい、「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、例えば、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も対象に含まれます。

2 特別徴収義務者の概要

(1) 特別徴収

国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等に乗船又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに国内に本店又は事務所等がある事業者（以下「国内事業者」といいます。）にあっては納税地を所轄する税務署に、国内事業者以外の事業者（以下「国外事業者」といいます。）にあっては納税地を所轄する税関に納付する必要があります。

○ 「国際旅客運送事業」とは？

国際旅客運送事業とは、他人の需要に応じ、国際船舶等を使用して有償で旅客を運送する事業をいいます。

○ 「国際船舶等」とは？

国際船舶等とは、日本と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（政府専用機等を除きます。）をいいます。

○ 「国内事業者」とは？

国内事業者とは、国際旅客運送事業を営む者であって、国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者をいいます。

なお、「その他これらに準ずるもの」とは、事務所、事業所に準ずるものをいい、貸ビル、貸倉庫又は事業活動の拠点となっているホテルの一室等、名称のいかんを問わず、事業を行う一定の場所をいいます。

(2) 納税地

イ 国内事業者

国内事業者の納税地は、

- ① 国内に本店又は主たる事務所がある場合にはその本店又は主たる事務所の所在地
- ② 国内に本店又は主たる事務所がなく国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものがある場合にはその事務所又は事業所その他これらに準ずるものの所在地

となります。

なお、国税局長又は国税庁長官による納税地の指定を受けた場合にはその場所が納税地となります。

ロ 国外事業者

国外事業者の納税地は、国際観光旅客等が日本から出国する出入国港の所在地となりますが、国外事業者が税関長に申請を行い、税関長の承認を受けた場合には、その承認を受けた場所を納税地とすることができます。

なお、税関長による納税地の指定を受けた場合には、その場所が納税地となります。

《「国際観光旅客税」の使いみち》

「国際観光旅客税」の税収は次の3つの分野に活用されます。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる観光の整備
- ② 日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等

《「国際観光旅客税」に関するお問合せ先》

〔国内事業者の方〕

【一般相談（税務署の手續に関するご質問等）に関するお問合せ】

- 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

【個別相談（個別の事実に基づくご質問等）に関するお問合せ】

- 東京国税局（消費税課諸税第3係）
〒104-8449
東京都中央区築地5-3-1
電話（代表）03-3542-2111 内線：3081
受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）
- 大阪国税局（消費税課諸税第3係）
〒540-8541
大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第3号館
電話（代表）06-6941-5331 内線：2932
受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）

〔国外事業者の方〕

- 最寄りもしくは納税地を所轄する税関にご連絡ください。税関の連絡先は税関ホームページ（www.customs.go.jp）でご案内しています。

「国際観光旅客税」についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されている「国際観光旅客税に関するQ&A」をご覧ください。

第26回 エコライフ講座 プラスチック製容器包装のリサイクル

プラスチック製容器包装とは、袋（レジ袋）、カップ・パック、キャップ、ボトル（シャンプー等）、色や模様のあるトレイ、フィルム・トレイのラップ、発泡スチロール製の緩衝材、ネット（果物・野菜等）などのプラスチックでできた容器や包装材です。各集積所から回収されたプラスチック製容器包装から異物等を取り除き圧縮梱包の上ペール化され、次のリサイクル事業者様に運ばれ、リサイクルされます。（再商品化義務）

このペール化の過程では、厳しい品質基準が設けられており、次の異物はNGとなります。

- ① 汚れの付着したプラスチック製容器包装 ② 指定収集袋及び市販のごみ袋 ③ PET区分の容器
 ④ 他素材の容器包装（金属、ガラス、紙製品の容器包装）
 ⑤ 容器包装以外のプラスチック製品（バケツ、洗面器、おもちゃ等） ⑥ 事業系のプラスチック製容器包装
 ⑦ その他の異物（ガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等） ⑧ 禁忌品
 1) 医療系廃棄物（感染性の恐れのある注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針）

2) 危険品

- ・ガスライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性のあるもの
- ・刃物、カミソリ、釘、鋏、ガラスの破片等怪我をする危険性のあるもの

現場では、プラスチック製なのに、上記のガラスや金属缶、ガスライター、ガスボンベやカミソリ、包丁、はたまた医療系廃棄物である注射針、注射器まで、さまざまな異物や対象品でも汚れが付着したままのものが混入しており、大変困っていると聞きます。分別リサイクルに寄与するのであれば、出すときにはちょっと注意して、こうした異物や汚れたものを混入させないように、十分気を付けたいものです。 [NPO法人栃木県環境カウンセラー協会 堀 誠]

新会員のご紹介

〈平成29年11月～平成30年6月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	(同) アクティブ	城内町2-48-1	堀江 友美
	〃 K E I トレード(株)	万町19-19	小堀 武彦
	〃 ALPA TRADING (株)	泉川町367-1	丸根・高野・マシキ
	〃 ㈱プラネット・ビジネス・サポート	箱森町4-5	青木 季博
小山	(株)トータルホームケア	宮本町2-13-19	塚田 正孝
	〃 (株) B e r r o u s	若木町1-13-49	稲葉 耕士
	〃 (株) W E S T ・ 1	立木592	植竹 良平
	〃 (株) 縁	神鳥谷5-2-16	長島 和也
	〃 エルウインク(株)	粟宮691-11	中谷 雅彦
	〃 (株)東京ベスティング	西城南4-7-23	若松 卓馬
	〃 (株)押山設備	城北5-11-21	押山 忠史
	〃 (株)幸英組	出井1327-2	松本 幸盛
〃 (株)コニシ	出井1989-27	小西 健太	

地区会	会社名	住所	代表者名
小山	(株) 細野	犬塚32-113	細野 大樹
	〃 K.Sキャピタル(同)	白鳥1317	飯田真希子
大平	(株)ARC-マイメックス	和泉688-1	坂本 光治
	〃 (株)福田建築設計事務所	西野田1-27	福田 孝博
下野	(有)Sees corporation	柴127-3	飯田 静江
	〃 (有)大誠物流	下坪山1900-5	後藤 進
〃	(株)トマトパーク	柴262-10	西田 啓造
	壬生 (株)キャネクト	壬生丁277-8	上村 健一
〃	(株)栃木ソーシャルサービス(株)	壬生甲579	粕尾 薫
	〃 (宗) 壬生寺	大師町53-16	渡邊 光喜
〃	(株)グランセーロ恵喜	本丸2-22-5	大塚 邦雄
	野木 (株)エステイービー	佐川野916-6	鈴木 伸一

(宗)→宗教法人・(学)→学校法人・(同)→合同会社

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

会社名、代表者、所在地、資本金等 変更のご連絡について

会社名、代表者、所在地、資本金等の変更がありましたら、法人会事務局までご連絡ください。

TEL 0282-24-3500
FAX 0282-24-3288



変更届書

(公社)栃木法人会事務局 行

法人名	_____ (印)		
所在地	_____		
代表者名	_____ (印)		
次の事項について変更があったので通知します。			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 法人名			
<input type="checkbox"/> 所在地			
<input type="checkbox"/> 代表者名			
<input type="checkbox"/> T E L			
<input type="checkbox"/> F A X			
<input type="checkbox"/> 資本金			
<input type="checkbox"/> その他			

◆会員の皆様へ 会費口座振替のお礼◆

会費の口座振替をご利用の皆様には、6月27日(水)にご指定の口座から引き落としをさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、口座振替設定のお済でない方は、**事務局(0282-24-3500)**までご連絡いただきますようお願い申し上げます。